

平成27年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成27年7月14日

2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階会議室

3. 開 会 平成27年7月14日

4. 応招、出席議員

1番 橋本和治	2番 植村博
3番 永瀬洋子	4番 米井重行
5番 藤代武雄	6番 海老原作一
7番 軍司俊紀	8番 藤村勉
9番 野田泰博	10番 血脇敏行

5. 不応招、欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者 板倉正直	副管理者 伊澤史夫
副管理者 岡田正市	事務局長 杉山甚一

庶務課長 篠宮悟	印西 クリーン センター 工場長 大須賀利明
----------	---------------------------------

平岡 推進課長 武藤秀敏	平岡 推進課 主幹 高橋康夫
-----------------	----------------------

印西 クリーン センター 主幹 鳥羽洋志	印西 クリーン センター 主幹 土佐光雄
-------------------------------	-------------------------------

庶務課
主幹 高橋英夫

7. 管理者提出議案

議案第1号 平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について

8. 議員提出議案 なし

9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。

10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 橋本和治	2番 植村博
---------	--------

11. 議事の経過

◎開会の宣告

○事務局長（杉山甚一君） 定刻となりましたので、これより始めさせていただきます。
(午後 2時00分)

○事務局長（杉山甚一君） 座って進行させていただきます。

私、組合事務局長の杉山と申します。平成27年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会の開会に当たりまして、事務局より申し上げます。

本臨時会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴う改選後の初議会でございます。臨時議長を紹介するまでの間、進行を務めさせていただきます。

◎管理者挨拶

○事務局長（杉山甚一君） 初めに管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本議会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴い、新たな組合議員が両市から選出された後の初議会でございます。両市により選出されました議員の皆様、そしてただいま選出の議員の方々におかれましては、住民の皆様の信頼と期待に応えるためますますご活躍いただくとともに、当組合事業の推進にご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、組合事業のうち主要な事業につきましてご報告をさせていただきます。

まず、次期中間処理施設整備事業につきましては、本年2月議会定例会において組合附属機関条例の一部改正の承認をいただき、施設整備基本計画と地域振興策の2つの検討委員会を設置させていただきました。また、建設候補地の地元町内会でございます吉田区と整備に向けた基本協定書を締結したところでございます。本年度につきましては、既に両検討委員会におきまして、本格的な整備に向けての骨格づくりとしての審議を開始していただいております。

次に、現施設の延命化事業につきましては、平成26年2月に実施いたしました印西クリーンセンター一機器等詳細調査業務・粗大ごみ処理施設延命化計画を精査し、実施すべき整備水準及び期間等を取りまとめ、計画したところでございます。

さて、本日ご審議いただきます案件は、延命化計画に係る平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

◎副管理者の自己紹介

○事務局長（杉山甚一君） 次に、副管理者の自己紹介をお願いいたします。

初めに、本年4月26日に行われました白井市長選挙で当選され、引き続き当組合の副管理者となりました伊澤史夫白井市長をお願いいたします。

○副管理者（伊澤史夫君） 白井市長の伊澤でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（杉山甚一君） 続きまして、同じく当組合副管理者であります岡田正一栄町長をお願いいたします。

○副管理者（岡田正市君） 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

◎議員の自己紹介

○事務局長（杉山甚一君） 次に、議員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、議席番号1番、橋本和治議員より順次お願いしたいと思います。

○1番（橋本和治君） 皆さん、こんにちは。印西市選出の橋本和治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（植村 博君） 皆さん、こんにちは。白井市選出の植村博でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○3番（永瀬洋子君） 3番の白井市選出の永瀬洋子でございます。よろしくお願い申し上げます。

○4番（米井重行君） 4番、印西選出、米井重行です。よろしくお願い申し上げます。

○5番（藤代武雄君） 失礼します。5番、印西選出の藤代武雄と申します。よろしくお願い申し上げます。

○6番（海老原一作君） 6番、印西市選出の海老原一作です。よろしくお願い申し上げます。

○7番（軍司俊紀君） 7番、印西市選出の軍司俊紀でございます。よろしくお願い申し上げます。

○8番（藤村 勉君） 8番、栄町選出の藤村勉です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○9番（野田泰博君） 9番、栄町の野田泰博です。よろしくお願い申し上げます。

○10番（血脇敏行君） 10番、白井市選出の血脇敏行でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（杉山甚一君） どうもありがとうございました。

◎臨時議長の紹介

○事務局長（杉山甚一君） このたびの印西市、白井市選出議員の任期満了に伴いまして、現在議長、副議長が不在となっております。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選出されるまでの間は、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日出席議員中、年長の議員は、白井選出の永瀬洋子議員でございます。

それでは、永瀬議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（永瀬洋子君） それでは、ただいまご紹介いただきました白井市の永瀬洋子でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○臨時議長（永瀬洋子君） ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（永瀬洋子君） 議事日程を申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第1号のとおりでございますので、ご了承をお願いします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（永瀬洋子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（永瀬洋子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(永瀬洋子君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、推薦によることとしたいと思いますが、どなたか推選していただけますか。
2番、植村博議員。

○2番(植村 博君) 私、血脇敏行議員を推薦したいと思います。

○臨時議長(永瀬洋子君) ただいま血脇敏行議員のご推薦をいただきましたが、ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(永瀬洋子君) ありませんね。それでは、推薦がありました血脇敏行議員を議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました血脇敏行議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(永瀬洋子君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました血脇敏行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された血脇敏行議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

血脇敏行議員、議長の承諾及び挨拶を自席にてお願いします。

◎議長挨拶

○議長(血脇敏行君) 皆様、改めましてこんにちは。ただいま推薦をいただき、議長という重責を担うことになりました。皆様のご協力をいただきながら、環境整備事業組合の議会運営を図っていきたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

○臨時議長(永瀬洋子君) 以上で臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。議長と交代します。議長、議長席にお着き願ひます。

(臨時議長、議長と交代)

◎議席の指定

○議長(血脇敏行君) それでは、よろしくお願ひいたします。これからの議事日程につきましては、追加議事日程第1号の追加1としてお手元に配付したとおりです。ご了承願ひます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(血脇敏行君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席1番、橋本和治議員、議席2番、植村博議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(血脇敏行君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(血脇敏行君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（血脇敏行君） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

地方自治法第121条の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり出席通知がありました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（血脇敏行君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に海老原作一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました海老原作一議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました海老原作一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された海老原作一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎副議長挨拶

○議長（血脇敏行君） 海老原作一議員、副議長の承諾及び挨拶を自席よりお願いいたします。

○副議長（海老原作一君） ただいま副議長の指名を受けました海老原作一です。議長を補佐し、そして副議長の職責をしっかりと担い、職責を全うすることをお誓いを申し上げまして、受諾のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） ありがとうございました。

◎議会運営委員の選任

○議長（血脇敏行君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

新たな議会運営委員の選任については、橋本和治議員、植村博議員、永瀬洋子議員、米井重行議員、藤代武雄議員、軍司俊紀議員、以上6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。
ここで休憩いたします。

（午後 2時15分）

○議長（血脇敏行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（血脇敏行君） 休憩中に議会運営委員会が開催され、副委員長が互選されました。また、委員長の野田泰博議員から辞職願が提出され、新たに委員長が互選されたので、ご報告いたします。
委員長に植村博議員、副委員長に軍司俊紀議員が互選されました。

○議長（血脇敏行君） 日程第7、議案第1号 平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号 平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算は、昨年来検討を進めてまいりました印西クリーンセンターの延命化について、国の交付金を活用した実施計画がほぼ固まりましたので、印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る継続費の設置につきまして補正予算をお願いするものでございます。継続費の内容につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） 議案第1号 平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、議案内容をご説明いたします。

補正予算書をお願いいたします。1ページをご覧ください。第1条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第1表継続費による。

2ページをお願いいたします。第1表継続費でございます。予算科目3款衛生費、1項清掃費、事業名、印西クリーンセンター基幹的設備改良事業、継続費の総額22億9,724万5,000円、事業期間、平成27年度から平成29年度までの3カ年。各年度の年割額は、平成27年度ゼロ、平成28年度13億7,834万7,000円、平成29年度9億1,889万8,000円。事業内容といたしましては、工事施工監理業務委託及び改良工事でございます。

なお、本工事は性能発注方式を予定することから、本年度は施工業者による実施設計が主な業務となり、出来高を見込まないため、平成27年度の年割額がゼロとなっております。

3ページをお願いいたします。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

継続期間を3カ年とする継続費の全体計画でございます。

まず、財源内訳でございますが、総額22億9,724万5,000円のうち、特定財源は環境省の二酸化炭素排出対策事業費交付金9億1,652万円でございます。交付率は、交付金対象事業費の2分の1を予定しております。地方債は11億7,280万円でございます。充当率は、交付金対象事業費から交付金を除いた事業費分を90%、交付金対象事業費以外の単独分を75%とそれぞれ予定しております。その他はございません。

一般財源は、市町負担金として2億792万5,000円を予定しております。

次に、継続費の総額に対する進捗率でございますが、平成27年度ゼロ%、平成28年度60%、平成29年度40%を予定しております。

以上で議案第1号 一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） それでは、質問したいと思います。今回のこの継続費のことですけれども、中味につきましては、基幹的整備改良事業という名前で、これはたしか26年2月の長寿命化計画書から、そういう経過があって現在に至ったと思いますけれども、今回この資料をいただきましたがA、B、Cと3つの案があったということもわかりました。一番最初のこの長寿命化計画からこの今回のB案になった経過というのはどういうものだったのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、何か質問が3回までしかできないのですよね、議長。

○議長（血脇敏行君） はい。

○3番（永瀬洋子君） ですから、ちょっと急ぎまして、今まず1つそれをお聞きします。

それから、もう一つ。A、B、C案ともこの次期、新しい施設ができれば、これはもちろん取り壊すということに……失礼。新しいのができたときには、もうこれは稼働をやめるということになって、これは解体するということになるのだと思いますが、それについてもお聞きしたいと思います。

それから、今回いただきましたやはり資料のA、B、C案を見ますと、このA、B、Cというのは、内容が非常に違いますし、金額も違います。そしてまた、もっと違うところは、このAとBは稼働期間10年以上と書いてあるのです。ところが、C案は稼働期間7年以内と書いてあるのですが、この稼働期間の違いというのは、一体どういうことを意味しているのか。それもお聞きしたいと思います。

それから、先ほどおっしゃっておられたこの発注は、性能発注になるということでもございましたけれども、このC案につきましてよく読んでみますと、この性能保証はないということが書いてあるのですが、これはそういうことが実際これ、概算が約12億円となっていますけれども、本当にこの12億円も出して性能保証がないというような、そういったその改良工事というのは実際にあるのでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、補正に関します関連質疑ということで、少し質問を整理させていただきますが、まずせんだって行わせていただきました説明会での3案の検討結果をもう一度お話しさせていただくということでまず1点目はよろしいのかと思います。

それと2点目につきましては、A案が10年以上、B案が10年、C案は7年以内としているが、この稼働期間の違いについてということでもよろしいでしょうか。

それから、3点目が性能保証がC案についてはないということでもございますが、これはどういうことかという、この以上の3点ということでお答えさせていただきます。

○3番（永瀬洋子君） とりあえずそれをお願いします。

○議長（血脇敏行君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、3点の検討結果の内容でございます。

まず、3案をお示ししたというのは、今回皆様にご公表するのは初めてでございますが、その経緯からちょっと説明をさせていただきます。

まず、当初は10年以上の稼働を想定してこの長寿命化計画というものを策定させていただきました。それを延命措置の前提としておりました。しかしながら、次期施設の建設候補地が地元町内会の多大なるご理解と相まって用地検討委員会の答申のもと、短期間で候補地選定ができたということで、当初計画の見直しを行ったところでございます。この見直し協議につきましては、事業費とリスクのバランスを最大限考慮して、交付金の条件を当該工事に反映するための精査、構成市町の財政負担の抑制及び平準化することを協議のポイントとして行っております。また、昨年度にも開催しました延命化事業の地区住民説明会でいただいたご意見等も含めまして稼働期間をそれぞれ想定して交付金対象機器類の精査、機器類更新等の選別等につきまして3つのパターンを想定いたしまして、慎重に協議を繰り返してまいりました。

まずA案でございますが、これは10年以上の稼働期間といたしまして、平成25年度に策定いたしました長寿命化計画原案をベースとして実情に即した資料に精査し、交付金及び地方債制度を活用した内容で清掃工場の停止リスクを極力減らし、安定稼働を優先しているという点でございます。

B案でございますが、10年の稼働期間と限定いたしまして、交付金と地方債制度の活用はA案と同じにしているものの、A案よりも更新設備をよりスリム化することで事業費の削減を図り、今後定期修理にて対応できる設備は、更新から除外し、安定稼働と経済性のバランスを考慮しておるところでございます。

C案につきましては、7年以内の稼働期間ということで、現在更新が必要な最小限度の設備更新にとどめ、大規模修繕として施す内容に特化しております。単独費と地方債制度を活用いたしまして、事業費は一時的に軽減はできるものの、工場の停止、再度の大規模改修や外部へのごみ処理委託などのリスクが大きくなると想定したところでございます。

以上の内容を比較検討いたしまして、安定稼働と財政的な状況などを相対的に勘案いたしまして、B案を選択したところでございます。

次に、A案、B案、C案それぞれの稼働期間の違いでございますが、これは次期施設の進捗状況に合わせてそれぞれの稼働期間というものを設定してみたところでございます。それから、性能保証につきましてでございますが、A案、B案につきましては、先ほど申しましたとおり、基幹的設備の改良工事、交付金対象として工事として行うもので性能保証という形を求めます。C案につきましては、毎年繰り返しております定期修繕の延長にあるものというふうにご理解いただければということで、性能保証については、一切その保証はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬委員。

○3番（永瀬洋子君） 前回このことにつきましては、6月8日の全員協議会でお聞きしましたけれども、そのときのご説明が非常に滑らかでぱんっと過ぎてしまったような気がして、どこか質問はありますかと言われたのですけれども、どこを質問していいかわからなかった。でも、家へ帰ってよく見ましたら、何かやっぱりよくわからないことばかりだなと思いましたので、今回質問をしたわけですが、そして今私の先ほどの拙い説明を3つにまとめていただいて、お答えをいただきました。それでもう一度お聞きいたします。1つは、私が不思議に思っているところ、この第C案のところ、つまりこれはいわゆるこの基幹的設備改良工事ではないということをおっしゃっているのですか。これは、大規模修繕と同じ、いわゆる定期修繕だから、これは、いつまでもたせるという、そういった保証は全くないのですよということをおっしゃっていると、こんなふうに私はお聞きしましたけれども、そういったことが本当にあるのでしょうか。例えば私どもの集合住宅を大規模修繕したときにも、それは確かにこの機械と、また建築物は違いますけれども、つくったからにはやはりある程度の年数というのはきちんと保証しますよということ言われているわけですから、ましてやこの機械のことにつきまして、この定期修繕と同じだから将来の保証がないということが私非常によくわからないのです。このことについては、もう一回お聞きします。これは、何か法律的にそういうことが決まっているのですか。そのことをお聞きしたいと思います。

それから、費用の平準化をするために交付金も活用したし、こういうことをしたのだけれども、いわゆるリスクと財政的な面を考え合わせてPRしたと言うのですけれども、このA案にしても、B案にしても、それからC案もそうですけれども、私たちがいただいたのは、この1番の資料の6にすぎないのです。非常に大ざっぱなことしか書いていないのですが、これはもっと詳しいものがあるわけでしょう。例えば、私は26年度の予算書を見ておりましたら、結局仕様書の作成委託料というのが、たしか1,400万だか何かだったと思うのですが、それが結局26年度の最後にでき上がって、そしてそれから検討してB案になったということだと思いますけれども、やはりこれはどういうものをどんなふうにするのか、どの修繕とか修理とか、それから更新とかというものをどれをどうやるのかという、そういう細かい、言ってみたら比較表みたいなのがなければ、果たしてB案が本当にいいのかどうか。皆さんはご専門家で、しかも細かい資料見ていらっしゃるからすぐわかるでしょうけれども、私たち急にここに来てすぐ言われたってわからないわけです。私は、この資料の結局請求を、資料請求をお願い

したいと思うのですけれども、何かそれはないという話でしたから、今日ここで議長に資料請求としてこのA案、B案、C案に、何をどういう項目をどう直して、それが大体幾らぐらいだから、このこういう金額を出しているという、そういう資料を出していただきたいと思うのです。議長、それはどうですか。後でまたお答えを聞きます。

それから、これは私はごらんのように機械には詳しくないので、ちょっとこれはホームページから見たのですけれども、例えばこういった焼却炉のいわゆるクレーンを直すと言っていますけれども、そういったことについても、クレーンのメーカーというのか、そういうところが、このクレーンだったら、今の状態であと何年ぐらいは使えるという、そういうその調査もちゃんとできるのだそうです。だから、そういったクレーンだけではないと思いますけれども、更新するその部品といますか、項目について、そういったその診断というのは、これはきちんとしているのでしょうか。それについてもお聞きしたいと思います。

それから、特に私がこの項目です。このA案、B案、C案の項目というのが主な更新設備と書いてあるだけで、この具体性を書いていると思いますから、やはりこれについて更新なのか、例えばこの長寿命化計画を、これを見ましたら、この中には例えば延命化工事内容というのは、ちゃんと部分更新だとか更新とかここに書いてあるのです。ですから、今回22億もするこの工事でございますから、やはりそのことについては、きちんとしたこういうわかりやすいこの表といますか、資料というものを書いていただかないと、本当にこれがいいのかどうかわからない。こう思うのです。例えばこの37ページには延命化工事の内訳、これはそのときですから、40億になっているのですけれども、結局これは今これやると22億ということになるのだと思いますが、そういった資料をやっぱり出していたきたいと思いますので、議長それはよろしくお願いします。

それから、もう一つ。こういったその機械については、機械といますか、焼却炉です。1号炉、2号炉、3号炉、これはもう定期修繕というのは、これはやはり法的なその違いというものがあって、これは何年に一遍、きちんとしたこういう工事をする。それから、毎年はこういうものをするとか、そういうのがきちんとしていると思いますので、そういたしますと、私はやっぱりこのA案のような、そういう32億という、そういう金額というのは、本当に必要なのかどうかとても不思議に思います。ですから、その辺のところをわかりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（血脇敏行） 暫時休憩いたします。

（午後 3時00分）

○議長（血脇敏行君） 会議を再開いたします。

（午後 3時20分）

○議長（血脇敏行君） 先ほど永瀬議員の質問。

○3番（永瀬洋子君） 質問、だから今度お答えでしたか。

○議長（血脇敏行君） はい、そうです。

大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） まず……

○議長（血脇敏行君） 申しわけありません。先ほど議会運営委員会を開催いたしました。議会運営委員会におきまして、永瀬議員から資料の請求がありましたが、申し合わせ事項によりまして、今回の資料請求は行わないということが議運で決定いたしました。

以上、報告いたします。

それでは、大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、先ほどの永瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、資料の内容ということですが、もう少し具体的に、簡単に明瞭に言わせていただきますと、通年行っております劣化等による機器がかなりあるものに対しては定期で修繕を行っています。それ以上に枠を拡大して行うものが大規模修繕、その上になる、さらに大きくなるものが基幹設備の改

良工事という枠で考えていただければと思っております。ですので、C案については、その大規模修繕の枠の中で7年以内の稼働期間を考えた場合にできる設備工事ということで考えております。

次に、当クリーンセンターの各機器類の診断はしているのかというご質問がございましたが、これは平成24年度の段階で白紙撤回で、次期施設が用地から選定になった時点で、もう既に正副管理者の間で現施設を定期的な安定稼働することが1つ合意されているということはせんだって申し上げたとおりでございまして、その際に機器等詳細調査の業務を発注して診断を行っております。今回はそれが一つのベースとなって、どの機器を更新するかということは、一番底辺になるベースとなってやっておるところでございます。

それから、修繕でございますが、法的なものがあるのかということですが、機器類によっては法的なものも含まれておりますし、機器類によっては法的なものが全く対象外となっているものがございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、3回目の最後の質問をいたします。これは、先ほど私質問の前に申し上げようと思ったのですが、何しろごらんとおり、今年初めて議員になりましたので、白井におきましては、一部事務組合の議員間同士の、何ていいますか、この申し合わせとか引き継ぎとかがないものですから大変失礼いたしました。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員、質問を行ってください。質疑を行ってください。

○3番（永瀬洋子君） 先ほど私は26年の予算書に書いてある、いわゆる仕様書のこの委託料がとられておりましたから、その成果品があって今回こうなったということはわかりましたので、このところ、この資料6のところも余りにも大ざっぱな書き方ですから、やはりこれは仕様書を見せていただこうと思って申し上げたのですが、そのことについてはまた後で考えますから、それは結構です。そして、今工場長のほうからいわゆる定期診断があって、それ以上のちょっと大きなものと大規模がある。それから、それがもっと大きくなったものがいわゆる基幹的設備改良工事になる。そういったその段階を踏んでいるのだということをお聞きいたしましたので、それについては理解いたしました。

それでは、最後の質問でございますからお聞きしたいと思うのですが、そういたしますと、このA案とB案、今回はB案が取り上げられておりますから、B案のことを主に申し上げますけれども、このB案というのは稼働期間10年以上、そして備考欄を見ますと、この次期施設竣工時期により交付金の一部返還等が発生する、こう書いてあるのです。そういたしますと、ここで竣工時期により交付金の一部返還等が発生するということは、結局これは構成市町の負担がここで発生するということになりますから、これは一体22億円というのは果たして、この確か9億円、4割近くが……失礼、何割でしたっけ、4割近くのこの国庫支出金があるのですけれども、そうなると、この最後にこの竣工時期との整合性がとれていないと交付金を一部返さなければいけないと。こういうことになると、これは、もうかえって平準化どころか、負担がまた市町にかかると。そんなふうに思いますけれども、それについてはどんなふうにお答えをいただけるのでしょうか。

それから、C案ですが、このC案につきましても、これは何か36年度を想定した、こう書いてあるのです。これは、また上のそのあれとはまた整合性が全くないわけで、一体この7年でというのは、36年というのは一体どういうことをおっしゃっているのですか。これは、稼働期間が7年以内と書いてありますので、これは一体C案というのはどういうことになるのか。これは、先ほど大須賀工場長がおっしゃったこの段階的な工事のことに関連することでおっしゃっているのだと思うのですけれども、これは何か理解できない。これもお聞きしたいと思います。

そして最後に、これは3年間の継続の仕事でございますけれども、今年度には実施設計をすることでおりました。そういたしますと、この28年度と29年度、結局13億7,800万、あるいは29年度の9億1,800万ということは、これは一括して入札か何かに係るということになると思うのですが、そのときに結局その入札の相手というのは、どんなふうを選ぶということになっているのですか。そのスケジュールというものをお聞かせいただきたいと思っております。

では、今申し上げましたように、このA、B、C案のこの稼働期間10年以上と、それからそのひょっとすると返還金が生じるかもしれない。そのことです。それから、そのC案の稼働期間7年以内という36年と想定という、そのことについてお聞きしたいと思います。だから、2、3ということについてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（血脇敏行君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、稼働期間につきまして総体的に回答させていただきます。

まず、この検討しているという時期は昨年度でございます。その時点ではまだ流動的な部分が多々ありまして、次期施設がいつ稼働できるかというところで、何の問題もなく最短で行った場合は、平成36年度に稼働できるのではないかという議論も当然ながらしておりました。それが、昨年度の3月ですけれども、ことしの3月ですが、基本協定を地元町内会と締結することで、骨格的なものをまず整備しましょうという、この段階で再度いろいろなリスク、その地元におけるリスク等をもう一度精査した中で、平成40年度の稼働というものを今回委員会の中で提示させていただいております。それに基づいて、今施設整備の基本計画検討委員会は検討し、調査審議を行っていただいているわけですが、そういった意味ではまず延命化の稼働期間と次期施設の稼働期間というものは、現在のところは一致しているというふうに考えておりますので、今の段階では、例えば稼働の交付条件になっております稼働10年以上という中には合致しているということで、返還金が生じないものというふうに我々は考えております。ただし、必ずしも次期施設が40年度稼働になるということではなくて、やはり地元の協力のもとに前倒しで稼働するということも考えられないわけではありませんので、平成40年度よりも早い稼働になる場合は、またその時点でこの交付金の関係の返還についても関係機関であります県及び国のほうと協議をいたしまして、どういうものになるかということも議論していくということで考えております。ですので、今の段階で我々としては、この交付金を活用してやろうという中で、我々はエントリーをしたわけですので、今の時点で返還をどうこうするということを今の段階では全く考えていないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、今発注方法のスケジュールということで質問がありましたので、事業の関係のほうについては私のほうからお答えさせていただきます。

本件につきましては、今回ここで議決をいただきましたら、その後可決後におきましては、契約のほうの準備に入るということで競争性を持たせた契約方法を予定しているところでございます。その後仮契約等を行いまして、10月の定例会のほうに契約案件ということで提案させていただきたいというふうに考えております。それを可決いただいた後に、工事着工という形での整備を予定しているところでございます。それ以降につきましては、本案の先ほど局長のほうから説明ありましたけれども、この継続費の中で、今年度、来年度、再来年度という形の3カ年の中で工事を進めていくというようなスケジュールになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑ございませんか。

1番、橋本議員。

○1番（橋本和治君） では、1番、橋本でございます。では、今回の補正予算の負担割合、構成市町の負担割合の関係でちょっとお伺いをしたいと思うのです。この案件、いわゆる現クリーンセンターの今延命化工事にかかわっている費用の負担割合については、既に構成市町の負担割合が決まっているのかどうなのか。決まっていなかったら、いつ決まるのか。決まっていたら、どういう考え方に基いてその負担割合を決められたのか。その点伺います。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） 今負担割合ということで質問がございました。それらについて、私のほうから答えさせていただきます。

本件につきましては、クリーンセンターの修繕というか、それこそ管理運営というような形での内

容で進んでいくという形で考えておりますので、従前のそのクリーンセンターのその修繕、管理運営に係る負担割合、そちらのほうを適用するという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 橋本議員。

○1番（橋本和治君） では、従前のクリーンセンターの負担割合と同じ考え方でいくというご答弁かと思えます。ただ、これ、この地域にとって、10年間さらにこの地域に負担をお願いをする。地域と、もっと言うところの地元の自治体にさらにごみ処理として負担をお願いしていくと。既にもうこれ29年使っているわけです。さらにまた10年という。一般的にクリーンセンターの寿命から見るとはるかに長い使用になるわけです。長い期間使用している。その間万全な体制を組むとはいえ、やはり何が起こるかかわからないというリスクもあるわけです。これは、ゼロではない。そのことに対して、ではどのように配慮していくのか。私は、やはり当然何らかの配慮があってしかるべきだというふうに思います。本来一部事務組合というのは、負担と受益を構成自治体で均等に分けられましようよという制度のはずでありますので、どこか特定の自治体がそこだけが特別に受益を独占する。あるいは、負担をそこだけ過度に求める。そうすることが私はあってはならないと思います。瞬間的にそういうことがあったとしても、その辺例えば負担割合を配慮する、考慮する等の考え方が当然あってしかるべきだと思うのですけれども、そういうお考えはございませんか。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） 今後のというような話での質問だと思うのですけれども、現時点ではクリーンセンターの現状のごみの負担割合というような形でやっていこうという形で考えておりますので、現時点では考えてございません。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 橋本議員。

○1番（橋本和治君） では、3回目ですので。そういたしますと、この地域に再びあと10年ご苦労をおかけしますといったような部分の配慮というのは、どのように行われるのか。お金では考えていないと、負担割合としては考えていないと。こういうことでもございましたので、その点、どのように地域へ配慮していただけるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、私のほうからお答えさせていただきませんが、まず稼働開始して30年というかなり老朽化した施設になっておりまして、我々としてはその稼働の操業状況というものは、近隣の町内会、31町内会と環境委員会を設立しまして、年4回その内容を報告しております。やはりこの延命化の措置に関しましては、その都度報告もさせていただいていたところでございますが、やはり環境委員会から声高として上がってきておりましたものは、機能維持、最低維持は必ずしてくれと。当然ながら協定値、公害の基準値の協定を結んでおりますが、それを超えることは絶対にあってはならぬと。そのための延命措置、そこはたとえお金がかかってもやらなければいけないところはやってくださいというご意見をいただいておりますので、地元への還元というものは、全く今の段階では我々の中ではありませんが、当然ながらこの30年経過した施設を全くこの周辺の方々の公害基準、協定値を超えないがためにも機能を維持していく。さらには二酸化炭素を削減させていくということがまずは前提条件になってこようかというふうに考えております。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

3番、永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） この今回の補正予算について反対します。

これは、当然必要なことではあるのです。結局次期中間施設というのが、果たしてここに書いてあ

ります計画どおりに行くかどうかは、それは本当にわからないのです。これから、施設の規模も変わりますし、それからいわゆる地元の振興策というものもこれから決まるということでございます。そのほかアクセス道路についても不安感を持っている方がいらっしゃるということをお聞きしておりますので、本当にこれはこれから次期施設がこの資料5に書いてありますようなスケジュールで行くかどうかはわからない。ですから、その間ごみの処理ができないということになるのは、これは非常に困るということでございますから、それで組合の方がこういった計画をおつくりになって、そして今回これを議案として上程すると。それはよくわかるのですけれども、しかし非常な金額でございます。22億です。これにつきまして、この中の金額が国から来るからいいだろうというお考えもあるかもしれませんが、しかし国のほうからといってもやっぱりそれは我々国の税収からでございますから、やはりそのことは慎重に考えなければいけないと思います。

そこで、私は今回のA、B、C案というのは、これは素人なりにもこの長寿命化計画をひっくり返しましたし、それから今までのこの議事録も読みまして本当にこれがどういふものなのかということ、一応私なりに勉強しました。しかし、どうしてもこの資料6だけで、この22億の仕事を決めるというのは、これは資料が足りないと思いましたので、その辺のことを事前に組合の方にもお聞きいたしましたら、特にこれに関しては前の議員にも特に渡していないということでございますので、先ほどちょっと資料を請求したのですが、とにかくこれをきょう今ここで判断するには結局資料が足りないから判断のしようがないと思いました。そして、交付金があるからいいだろうというお考えも確かにあるのだらうとは思いますが、例えば交付金を含めて22億、だけれども、もしかすると返す必要があるかもしれないと書いてあるわけですから。工場長さんは賛成しないとおっしゃっていますけれども、それは本当にこれからしてみないとわからない。しかも、このC案で行きますと、12億円、これは全部単費ではございますけれども、結局このことを考えたら、9億円の22億円と12億円の単費では、この組合の結局その負担することは余り変わらないわけでございます。やっぱりこれについて、B案がやっぱりいいのだということ詳しく説明できる資料の裏づけができる、資料の提出というのは当然求められて、それから先に私たちがこのイエスかノーかというのをやっぱり申し上げたいと思っておりますので、このままではイエスもノーも言えないからとりあえず反対ということにさせていただきたいと思っておりますし、やはり確かにこの2市1町のごみ処理は大きな問題ですが、やはりその経費においては、常に節減という、節約ということを考えるべきだと思いますので、今回は反対します。

以上です。

○議長（血脇敏行君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 平成27年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり、賛成の方はご起立願います。
（起立多数）

○議長（血脇敏行君） 起立多数です。
よって、議案第1号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（血脇敏行君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
平成27年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 3時43分）